

埼玉県教育委員会が設置する「教科用図書選定審議会」からの委員排除に抗議する

2007年8月2日

埼玉県教職員組合中央執行委員会

標記「教科用図書選定審議会」(以下=選定審議会)は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第11条、同施行令第10条に則り、埼玉県教育委員会規則で定め設置されている。言うまでもなく、法律では、教科用図書(以下=教科書)の採択にあたって「選定審議会の意見を聞かなければならない」とされており、教科書の採択にあたり、教育の専門家である学校現場の教員をはじめとした有識者が様々な角度から公正・公平・民主的な採択のために必要な措置を講ずるよう、各方面の意見を提起しながら協議をすすめる重要な機関となっている。

学校において、日々教育活動をすすめているのは教職員である。教科書を使用し、様々な創意工夫をこらし、子どもたちにわかる授業、どの子も伸びる授業を展開するため努力を傾注している。当然、教科書の採択にあたっては専門家である教職員の意見を聞くことが重視されなければならない。これは諸外国でも同様であり世界の趨勢となっている。従って、選定審議会への教職員の参加、職員団体からの委員選任については、私どもが承知している限りでも1974年から30有余年にわたって継続されてきていた。

ところが、今年度になって突然、埼玉県教育委員会担当者より、今年度設置の選定審議会より教職員代表である職員団体の委員を選任しない旨が通告された。このことについて事前に十分な説明や協議を行わず、一方的に職員団体の委員を選任からはずし、多くの教職員の意見、教育の専門家である教員としての教科書採択にあたっての研究や協議をもととした様々な意見を封殺しようとする今回の措置は到底容認できるものではない。私たちは係る不当な措置に対して断固抗議するとともに、30有余年にわたって選任をすすめてきた経過を踏まえ、これまでと同様に職員団体代表を委員として選任するよう強く求めるものである。

職員団体は、小中学校の各職場、各職種の教職員が参加し、組織内はもとより多くの教職員の日常の教育活動に関する意見、教科書をはじめとした教材・教具などに至るまで、様々な意見を集約できる性格を有している。こうした職員団体の代表を排除することは、県内の各地域・各職場の多くの教職員の声を反映することが希薄とならざるを得ない。選定審議会の委員として選任されている方々は、校長会であったり、教育長協議会であったりと、一定の職域・職種の団体として当該の多くの方々の意見を集約できる立場にある方が選任されてきていることから明かである。こうした選定審議会の性格や任務、その役割から鑑みても、過去の経過からみても、多くの教職員の声を反映しうる職員団体の代表の排除は理解できない。

また、衆知のように、埼玉においては2004年度に「新しい歴史教科書をつくる会」(以下=「つくる会」)の副会長であった高橋史朗氏が県教育委員に選任される事態が起こり、2005年度の中学校教科書採択にあたっては、「つくる会」が川口市やさいたま市などの単独採択区を名指しして、自ら発行した教科書の採択を図ろうとする動きを強めた。高橋教育委員は、多くの県民の声の中、社会科教科書の採択にあたって「退席」せざ

るを得ないなどの状況が作り出された。

私たちは、今回の選定審議会からの職員団体の排除は、次の教科書採択にあたって、県教委が「つくる会」をはじめとした、教科書の公正・公平な採択を恣にする勢力の軍門に結果として下ったものと受け取らざるを得ない。高橋教育委員をはじめ、知事や「つくる会」教科書の採択をすすめる人たちが、公正・公平な採択をもとめる声を封殺するため、教職員を代表する者を排除することにより、県教委が一体となって選定審議会を一路「つくる会」教科書の採択に向けた推進機関とされることが懸念される。

私たち埼教組は、県教委が設置する様々な審議会・諮問機関・協議機関・実施運営委員会等にこれまでも委員を派遣してきている。それぞれの機関の協議等においては、教職員の声を反映すべく道理と節度をもって対応をはかってきているものと承知している。県教委担当課担当者は、今回の埼教組代表委員選任排除の通告にあたり、その理由として「(職員団体の委員が入っていると)公正・公平ということから県民へ説明できない」ことを挙げた。職員団体は、当該の多くの教職員の気分・感情、意見や主張、問題意識等を日常的に知りうる立場にあり、またその事が存在意義でもある。その職員団体の委員が審議会・諮問機関・協議機関・実施運営委員会等に加わることは、それこそ様々な立場から意見を集約することになり、まさに公正・公平な立場から意見が交わされまとめられていることになるものとするものである。だからこそ、教育関係のみならず、国の機関、都道府県の機関、市町村の機関にあっても広く意見を求める性格の機関においては、労働団体、職員団体、職域団体の代表が参加している。「職員団体の委員が入る」ことが、公正・公平を確保するために欠かせないことと考えるものである。多々ある機関、私たちの代表が今年度も委員として選任されている機関のいずれもが「公正・公平が確保できず県民に説明できない」のであろうか。今回の選定審議会からの埼教組委員排除の暴挙は、そうした行政の継続性や信頼性を投げ捨てるものであり、それこそ「県民に説明」ができないことと言わざるを得ない。

埼教組は、あらためて今回の委員排除に抗議するとともに、速やかに従来の委員選任に戻すよう強く要求するものである。